

18. 選挙ミニ知識

(1) 選挙の期日と告示の日（法 31、32、33、34）

選挙の種類	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	県知事選挙	県議会議員選挙
任期満了のとき	任期の終わる日前 30 日以内			
解散のとき (解散の日から)	40 日以内			40 日以内
補欠選挙・再選挙	9/16～3/15 までの間に事由が生じた場合は、直後の 4 月第 4 日曜日 3/16～9/15 までの間に事由が生じた場合は、直後の 10 月第 4 日曜日		事由の生じた日から 50 日以内	
告示（公示）の日	選挙期日の少なくとも 12 日前	同左 17 日前		同左 9 日前

選挙の種類	市長選挙	市議会議員選挙	町村議会議員選挙	町村長選挙
任期満了のとき	任期の終わる日前 30 日以内			
解散のとき (解散の日から)		40 日以内		
補欠選挙・再選挙	事由の生じた日から 50 日以内			
告示の日	選挙期日の少なくとも 7 日前	同左 7 日前	同左 5 日前	

(2) 供託金（法 92）

選挙の種類	供託金額	選挙の種類	供託金額
衆議院（小選挙区選出）議員選挙	300 万円	県議会議員選挙	60 万円
〃（比例代表選出）〃	600 万円	市長選挙	100 万円
参議院（選挙区選出）議員選挙	300 万円	市議会議員選挙	30 万円
〃（比例代表選出）〃	600 万円	町村長選挙	50 万円
県知事選挙	300 万円	町村議会議員選挙	不要

(3) 供託物の没収 (法 93)

選挙の種類	得票数が次に掲げる所定の数 (没収点) に達しないとき
衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙	有効投票の総数 $\times \frac{1}{10}$
参議院 (選挙区選出) 議員選挙	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{通常選挙における選挙区内の議員の定数}} \times \frac{1}{8}$
県知事・市長・町村長選挙	有効投票の総数 $\times \frac{1}{10}$
県議会議員・市議会議員選挙	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員の定数 (補欠選挙の場合も同じ)}} \times \frac{1}{10}$ (選挙区がないときは議員の定数)

(4) 法定得票数 (法 95)

選挙の種類	法定得票数
衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙	有効投票の総数 $\times \frac{1}{6}$ 以上
参議院 (選挙区選出) 議員選挙	有効投票の総数 $\times \frac{1}{6}$ 以上 (選挙する議員数によって特例)
県知事・市長・町村長選挙	有効投票の総数 $\times \frac{1}{4}$ 以上
県議会議員・市議会議員選挙	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員の定数 (補欠選挙の場合も同じ)}} \times \frac{1}{4}$ 以上 (選挙区がないときは議員の定数)

(5) 法定選挙運動費用（法 194）

$$\frac{\text{選挙区の有権者数}}{\text{選挙される定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額} = \text{法定選挙運動費用}$$

選挙の種類	人数割額	固定額	
衆議院（小選挙区選出）議員選挙	15 円	1,910 万円	
参議院（選挙区選出）議員選挙	13 円	2,370 万円	議員数が 2 人の選挙区 （愛媛県）の場合
県知事選挙	7 円	2,420 万円	
県議会議員選挙	83 円	390 万円	
市長選挙	81 円	310 万円	
市議会議員選挙	501 円	220 万円	
町村長選挙	110 円	130 万円	
町村議会議員選挙	1,120 円	90 万円	

1. なお、「選挙区の有権者数」とは、選挙の公示（告示）日現在の選挙人名簿登録者数をいう。
2. 100 円未満の端数があるときは、その端数は 100 円とする。

(6) その他

選挙の種類	任期	被選挙権（満年齢）
衆議院（小選挙区）議員	4 年	日本国民 25 歳以上
衆議院（比例代表）議員	4 年	日本国民 25 歳以上
参議院（比例代表）議員	6 年	日本国民 30 歳以上
参議院（選挙区）議員	6 年	日本国民 30 歳以上
県知事	4 年	日本国民 30 歳以上
県議会議員	4 年	日本国民 25 歳以上 県議会議員の選挙権を有する者
市長	4 年	日本国民 25 歳以上
市議会議員	4 年	日本国民 25 歳以上 市議会議員の選挙権を有する者
町村長	4 年	日本国民 25 歳以上
町村議会議員	4 年	日本国民 25 歳以上 町村議会議員の選挙権を有する者